福島県との「(知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する協定の実現に関する詳細を定める）覚書」の締結について

標記覚書につき、福島県と以下のとおり締結した。

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 22 年（2010 年）3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 21 年（2009 年）4 月 1 日

〈締結者〉

日本弁理士会東北支部長	須田　　篤
日本弁理士会知的財産支援センター長	小林　　保
福島県商工労働部長	長門　昭夫

以上